

12 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第10条に基づく届出制度

●担当課
みどり自然課
みどり保全・総合調整担当
(電話048-830-3151)

目的

埼玉らしさを感じさせる樹林を中心としたすぐれた風景を形成している地域を「ふるさとの緑の景観地」として指定し、指定区域内における一定規模の木竹伐採、建築物の新增改築、土地の形質変更等について、地権者（行為者）に届出義務を課すことにより、開発行為との調整を図りながら緑の保全を行う制度。

制度概要

ふるさとの緑の景観地の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(規則で定める基準)

- ① 建築物：高さ 地上10メートル
面積 地上階における床面積の合計が200平方メートル
- ② 道路：幅員2メートル
- ③ 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの：地上からの高さ30メートル
- ④ 送水管、ガス管その他これらに類するもの：地上に存する部分について、長さ200メートル及び水平投影面積200平方メートル
- ⑤ 電線、電話線その他これらに類するもの：地上からの高さ20メートル
- ⑥ その他工作物：高さ 地上10メートル
面積 地上における水平投影面積が200平方メートル

- (2) 木竹を伐採すること。
- (3) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (5) 上記のほか、ふるさとの緑の景観地の保全に支障を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為。

(規則で定める行為)

・ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）の堆積

●事業主体 県

●根拠法令等 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第10条

●創設年度 昭和54年度

- 制度の留意点 以下に掲げる行為については、届出を要しない。
- ① 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - ② 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為
 - ③ 緑地の保全に係る法令又は条例の規定により、許可を受け、又は届出をすることを要する行為など

ふるさとの緑の景観地届出フロー

